

(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会

令和 6 年度 第 3 回理事会

日時：令和 6 年 12 月 11 日（火）

午後 2 時～

会場：私学会館 5 階大会議室

次 第

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議 事

<協議事項>

(1) 令和 7 年度の事業計画案について

- ・各常置委員会における事業計画
- ・理事会等の開催計画
- ・子育て支援カウンセラー地区配分時間数の見直し
- ・ECEQ®を活用した公開保育研修における実施園の経費負担の導入
- ・初任者用教材「いのち育む」の教材費徴収の廃止

<報告事項>

(1) 令和 6 年秋の叙勲受章

(2) 公益認定法の改正について

- ・外部役員の導入など

4 閉 会

<次回理事会予定>

令和 7 年 2 月 18 日（火）15 時

私学会館 5 階大会議室

令和7年度 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会事業計画書（案）

基本方針

令和6年度は振興協会を取り巻く大きな状況変化に的確に対応していくために必要な組織改革の初年度として、11地区から6地区への統合をはじめ、教職員がより学びやすい研修形態や研修体系の導入、常置委員会の再編と事業の見直し、地区長の理事就任と理事人数の削減などを進めてまいりました。また4月から、経営基盤がより強固で公益性の高い公益社団法人へ移行しました。

令和7年度は、これらの改革を一層効果的なものにするため、各地区、各常置委員会とともに各種の公益事業に取り組んでいくとともに、県内私立幼稚園・認定こども園の教育・保育の充実及び振興という共通の目的を持つ（公財）静岡県私立幼稚園退職基金財団との統合を進めてまいります。

教職員研修・研究事業では、「より学びやすい研修環境づくり」を更に進めるため、受講者の意見などを踏まえながら、キャリアステージに応じて自ら選択し主体的に受講できる動画配信研修や受講者の時間的経費的負担の少ないサテライト型研修などを積極的に展開するなど、研修参加率（研修参加者/教職員数）の地域間格差の縮小に取り組みながら効果的な研修を進めてまいります。

健全経営等推進事業では、加盟園の共通する課題である教職員人材の確保を支援するため、教員養成機関と連携した取り組みを進めるとともに、学生等求職者と園とのマッチング機会の提供に取り組んでまいります。また、園の健全な経営を支援するため、経営関連情報を研究し、各園に適時適切に配信していくとともに、各種支援制度の拡充に向けた要望活動等を行ってまいります。

子育て支援事業では、各地区が開催する子育てフェア等を支援し、家族の絆や地域の子育て力の向上に寄与するとともに、子育て相談による保護者の悩みの解消や子育て家庭への情報発信に努めてまいります。

振興協会と退職基金財団は、「静岡県内の私立幼稚園教育の充実及び振興を図ること」を定款の目的に掲げ、振興協会は教職員の研修事業や健全経営推進事業等を、退職財団は教職員の退職資金の交付事業を実施してきました。少子化の急速な進行や乳幼児を対象とした制度の変更など激しい環境変化の中で、引き続き県内私立幼稚園・認定こども園の特色ある質の高い教育・保育の実践を支援していくためには、両団体の事業及び組織運営を一層効果的、効率的に行っていく必要があることから、令和8年4月を目標に、両団体の統合を進めてまいります。

各種の改革を含め、振興協会の事業・組織運営はすべての加盟園が一体となって進めていくことに大きな意義がありますので、引き続き皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

<事業体系>

I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

1 教職員研修・研究事業

(1) 教職員のスキルアップに寄与する各種研修会

(2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等

2 健全経営等推進事業

(1) トップマネジメントの支援

(2) 人材確保の支援

(3) 人材育成、定着促進

II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業

1 子育て家庭向け情報の提供

2 子育て家庭を支援する諸活動

I 公益目的事業 1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

1 教職員研修・研究事業

幼児教育における子どもの豊かな育ちについて研修・研究を深めるとともに、幼児教育に関わる者を支援し、家庭や地域における教育力の向上と幼児教育の振興・発展に寄与することを目的として、以下の事業を行う。

教職員の多忙化等を踏まえ、より学びやすい研修環境づくりを進めるため、会場型（中央、分散）や配信型（動画配信、同時配信）の多様な研修形態の導入や、教職員がキャリアステージに応じて自ら選択し主体的に研修ができるよう各分野にわたる研修を積極的に実施する。

(1) 教職員のスキルアップに寄与する各種研修会（研修委員会）

① 基本研修

実践的指導力と使命感を養うとともに、何事にも意欲的かつ能動的に取り組む姿勢を育て、幅広い知見の習得を目指す「初任者研修」、園経営を担う理事長・園長等の更なる資質向上を図る「理事長・園長等研修」を行う。

ア 初任者研修

初任者教員を対象に、その職務の遂行に必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見と私学人としての在り方について研修する。

イ 理事長・園長等研修

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長、園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修する。

第1回 令和7年6月3日（火） ホテルグランヒルズ静岡

第2回 令和8年2月25日（水） ホテルグランヒルズ静岡

② 専門研修

教員や職員（栄養職員、各種事務職員）が、各キャリアステージに応じて身に付けたい資質・能力を主体的に学ぶため、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の「保育者としての資質向上研修俯瞰図」を参考に研修を実施する。各教職員が必要な研修を受講しやすい環境を提供するため、動画配信型研修を多く取り入れて実施する。

ア フレッシュ研修（集合会場、後日動画配信）

基本的なスキルアップを図る（概ね1～2年の保育者を想定）。

イ ミドル研修（動画配信）

基本的なスキルアップを図る（概ね3～5年位の保育者を想定）。

ウ ミドルリーダー研修（動画配信）

主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る（概ね5年以上保育者を想定）。

エ リーダー研修（集合会場、後日動画配信）

主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る（主任者や園長を想定）。

オ 特別支援教育研修（サテライト会場型、後日動画配信）

特別支援教育に関する理解、知識、研究、実践を深め、日常保育の質の向上に努める。

カ 乳幼児研修（集合会場、後日動画配信）

0～2歳児の発達段階を含め、子どもたちが適切に発達課題を達成するためには、どのような環境や援助が必要か、乳幼児の発達理論に基づいて研修する。

キ 安全管理・危機管理研修（動画配信）

安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための研修を実施する。

ク 幼児教育の理解・発展推進事業（静岡県協議会）（集合会場）

幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題等について研究協議し、教員の指導職員を対象に研修を実施する。

③ 特別研修

教員が具体的な特定目的に沿った課題について、専門の講師による指導を受け、問題を発見する能力や課題を解決する能力など、自らの資質の向上を図るため、自主的に参加する研修を実施する。

ア 教育研究大会（全県大会）

幼児教育の質の向上のための研修会を行うとともに、永年勤続教職員と優秀教員の表彰を行い、その功績をたたえる。

令和7年8月4日（月） グランシップ11階会議ホール風

イ 保育の質の向上を目指した公開保育による研修

園の保育を広く公開し、公開保育に参加した他園の教員とその日の保育を中心として協議し合うことは、自園の良さを再確認し、これから取り組むべき課題を明らかにするために大変有効である。そこで、県内の私立園の中から公開保育実施園を指定し、公開保育コーディネーターの支援を受けながら公開保育を実施することによって、公開保育実施園の保育の質の向上と公開保育に参加する教員の資質向上を図る。

・実施園：未定

ウ 実技指導研修会

各地区で開催する実技指導研修会に助成し、地区における教育活動の推進・活性化を図る。

(2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等（研修委員会）

① 調査・研究事業

ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）

幼児教育に関する講演等に参加するとともに、都道府県協議会の成果の発表交換、教育課程実施に伴う諸問題について研究協議し、幼児教育の向上に資する。

イ 調査・研究プロジェクト

○ 園行事の取り組みと子どもの育ちについて考えるプロジェクト（令和6・7年度）

園で行われる様々な行事は、子どもの感性や情緒を育み、豊かな育ちを助長するものでなくてはならない。そこで、行事の教育的価値をしっかりと検討し、園生活の自然な流れの中で生活の変化や潤いを与え子どもが主体的に楽しく活動できるようにするための工夫や、それを通して、どのように子どもの育ちをとらえていったらいいのかについて研究する。

② 幼稚園教諭免許法認定講習推進事業

幼稚園教諭一種免許状認定夏期講習（5単位×2年）を開設する静岡県教育委員会と連携し、効率的な一種免許状への上進を促進する。

開催時期	会 場
8 月（予定）	静岡大学(予定)

2 健全経営等推進事業

幼児教育環境が大きく変化する中で、地域の幼児教育機関としての私立幼稚園・認定こども園が、役割と責任を果たし、信頼され、発展していくためには、基盤となる経営の健全性を確保することが重要である。そこで、経営基盤を維持・向上し、将来に亘って健全経営と教育目的を果たしていけるよう、以下の事業を行う。

(1) トップマネジメントの支援（経営研究委員会ほか）

① 理事長・園長等研修会（再掲：I 1（1）①イ）（研修委員会）

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長・園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修する。

② 経営者向け情報の提供

子ども・子育て支援新制度の施行や少子化の進行などに伴い、園を取り巻く状況変化が著しいことから、協会加盟園の園経営を支援するための情報をわかりやすく提供する。

ア 静私幼だより通信（経営者向け）

園経営に関する有益な情報を「静私幼だより通信（経営者向け）」として作成し、協会HPへの掲載等により定期的（臨時あり）に配信する。

イ 行政関連情報の収集・提供

各市町の私立幼稚園・認定こども園に対する助成制度や0歳児から5歳児までの年齢別住民登録人数などについて調査し、収集した情報を協会HPへ掲載するとともに情報提供する。

ウ 経営分析情報の提供

全日本私立幼稚園連合会が実施する経営実態調査の加盟園データを活用し結果報告書として情報提供する。

エ 情報提供（配信）の方法手段の構築

情報は速やかに提供することが求められるが、内容によってはその責任が問われ、慎重かつ的確に行うことが重要であることから、情報の配信提供についての方法・手段を構築するよう研究検討を行う。

③ 園経営を支援する諸活動など

ア 行政との連携、要望活動など

（ア）私学振興大会の開催（三役・地区長会）

私立学校の振興等を目的に、静岡県（副知事など）や静岡県議会（議長や私学振興議員連盟）参加のもと、他の私学団体（小・中・高校、専修・各種専門学校）と協力して「静岡県私学振興大会」を開催する。

・令和7年11月12日（水） ホテルグランヒルズ静岡

イ 園の安全管理の向上

（ア）安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための情報を発信する。

（イ）各園で策定している防災（危機管理）マニュアル等の教職員・保護者への十分な周知を促進する。

ウ 地区活動の推進と地域社会との連携（三役・地区長会）

（ア）加盟園の多様なニーズに的確に対応していくためには、地区の活動が重要なことから、関係市町との意見交換など地区活動の推進を図る経費の一部を助成する。

（イ）地区長（理事）が構成員に加わった理事会や三役・地区長会により、地区活動の情報共有化や地区からの提案や要望を振興協会の運営に反映する。

（ウ）各園は地域防災教育推進会議等に積極的に参加し、地域防災との連携を図る。各地域で市町の防災担当課や専門家などと協力し防災講座等園の安全管理に関する研修を実施する。

エ 協会預け金の計画的返還など（事務局）

平成23年度に終了した振興資金貸付事業の貸付金について、管理及び回収事務を的確に行うとともに、規程に基づき各園から拠出された協会預け金を計画的に返還していく。

令和7年度末返還予定 総額2億円

オ 静私幼要覧の作成

振興協会の各種事業実績や調査結果をまとめた要覧（PDF）を作成し、HPに掲載することにより、加盟園と情報共有を図り、行政機関や国、県の議員等との協議・提案の基礎資料として活用する。

(2) 人材確保の支援（人材確保・育成委員会）

質の高い幼児教育を継続して提供していくためには、教職員人材の確保が必要不可欠なことから、学生に対する幼稚園教員等の魅力の発信や教員養成校との密接な関係の構築、就職フェアなどを行う。

① 学生等求職者向け情報の提供

ア 幼稚園教員等の情報の提供や魅力の発信（先輩教員からのメッセージ等）、加盟園の紹介や求人情報、就職フェアの参加案内、幼稚園・こども園ジョブナビの登録促進などを掲載した冊子やパンフレット等（学生向け）を作成し、HPへの掲載や教員養成機関への配信を定期的（臨時あり）に行う。

イ 中・高・大学生の就職希望者の拡大を図るため、園で働く教員の一日を紹介する動画等のHPでの配信や、学生の利用率が高い動画・写真系SNSを活用した教員の魅力の発信等を行う。

これに関しては、各園からの発信を委員会として促す。また各園が中・高・大学生を受け入れる体制を構築（周知）する。

② 教員養成機関との連携強化

将来に亘り優秀な教員を確保し、また園が学生にとって魅力ある職場となるよう、県内外の教員養成校との意見交換会を開催する。養成校とのより良好な関係を築くために効果的な内容を検討する。

・開催日：未定 ・会 場： 未定

③ 学生等とのマッチング機会の提供

就職を希望する学生等と園とのマッチング機会を積極的に提供するため、東部・中部・西部の各地区が地域の実情を踏まえながら開催する就職フェアに対し助成する。

東部会場 3月（日時未定）（会場 プラサヴェルデ（予定））

中部会場 3月（日時未定）（会場 清水テルサ（予定））

西部会場 3月（日時未定）（会場 アクトシティ浜松）

(3) 人材育成、定着促進（人材確保・育成委員会）

① 後継者の育成

将来に亘って園の健全な経営と教育目的を果たしていくため、次世代の幼児教育・保育を担い、将来のリーダーとして活躍が期待される若い人材を対象に育成研修・交流会等を行う。

この研修等は、宿泊又は一日（半日）単位で年1回程度実施する。

但し、宿泊研修を実施する場合、参加費用は自己負担を基本とする。

研修会名	開催年月日	会 場
次世代リーダー養成研修会	未定	未定

② 定着促進

ア 園・教職員向け情報の発信

幼児教育・保育を担う教職員がやりがいを感じながら長期間にわたり勤務できるよう、定着促進に関する各園での取り組みや有用な情報を収集し、園・教職員に向けて発信していく。

II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業

子どもの最善の利益のため、さらなる幼児教育の振興を進め、幼児教育・保育実践の中心的な役割を果たし、「こどもが豊かに育つ権利」を家庭や地域社会に訴え続け、以下の事業を行う。

1 子育て家庭向け情報の提供等（子育て支援委員会）

子育て家庭を支援する各種制度や社会的活動、地域の幼児教育センターとしての振興協会の事業紹介（子育てフェア、子育て支援カウンセラー等）など、様々な視点から子育て家庭を支援する情報を「静私幼だより通信（子育て家庭向け）（仮称）」として作成し、協会HPへの掲載などにより定期的（随時あり）に配信する。

併せて、子育て家庭をはじめ、教員養成校の学生や加盟園への情報発信が効果的に行えるよう、協会HPの発信力や利便性の向上に向けた検討を行う。

2 子育て家庭を支援する諸活動（子育て支援委員会）

（1）子育てフェア、すこやか子育て相談等

「子育てフェア」「すこやか子育て相談」等を地区協会が企画運営し、子育て世代の交流を図り、家族の絆や地域の子育て力の向上を進めるとともに、幼児教育の重要性和魅力の発信を行う。

（2）子育て支援カウンセラー

各地区において「子育て支援カウンセラー」による子育て相談を実施し、保護者の子育て相談や悩みの解消、子どもの問題行動や発達相談、また、教職員等のコンサルテーションや園の子育て支援のカンファレンスを行い、子どもの健やかな成長を支える。継続的な支援につなげるため、公的機関へつなげるコーディネーターの役割を果たす。

（3）心身障害児等就園保育助成事業

私立幼稚園障害児教育助成（県事業）を補完するため、特別な配慮が必要な心身障害児が1人在園している園（園児数80人以上）に対して園児一人月額2,500円（年額30,000円）を助成する。（本助成により私学助成園は私学経常費助成で最大75万円の加算の対象となる。）

（4）乳幼児期の豊かな子育て環境の発信など

急激な少子化の進行は様々な要因が考えられるが、その一つとして、家庭を持つことに積極的になれない若者の増加が挙げられる。これは、乳幼児期における家庭での子育て環境が、成長後の家庭観や人生観に影響を与えていることも一因と考えられる。そこで、乳幼児期の豊かな子育て環境の重要性を社会に広く発信することが必要である。この時期は、子どもが心身ともに健やかに成長し、自立や社会性を育む基盤を形成する大切な時期であり、家庭や社会が協力して支え

ることで、家庭を持つことへの希望や期待を育む一助となると考える。また、子どもを家庭や社会が共に支えるために、どのような子育て支援が必要かを調査し、提案していくことを目指す。

Ⅲ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

1 教職員福利厚生事業（事務局）

振興協会慶弔規程に基づき、教職員に結婚・出産等祝い金や災害見舞金等を支給する。

令和7年度 研修事業計画一覧表(案)

R6.11.15

I 基本研修

研修名		開催日	開催形態	地区	開催場所
初任研	第1回	令和7年4月26日(土)	集合会場	全県	グランシップ11F会議ホール風
	第2回	令和7年5月 日() ～ 月 日()	動画配信	全県	
	第3回	令和7年6月 日()	分散会場(会場独立型)	東部	
		令和7年6月 日()		中部	西町幼稚園
		令和7年6月 日()		西部	
	第4回	令和7年 月 日()	分散会場(会場独立型)	静東	
		令和7年 月 日()		静岡市	
		令和7年 月 日()		静西	
		令和7年 月 日()		浜松市	
	第5回	令和8年2月 日()	集合会場	全県	
理事長・園長等研修		令和7年6月 3日(火)	集合会場(後日動画配信)	全県	Hグランヒルズ
		令和8年2月 日()	集合会場(後日動画配信)	全県	Hグランヒルズ

II-1 専門研修(会場型)

フレッシュ研修1.2	令和7年8月21日(木)	集合会場(後日動画配信)	全県	グランシップ11F会議ホール風
リーダー研修	令和7年8月 5日(火)	集合会場(後日動画配信)	全県	グランシップ10F 1001-1.2
特別支援研修	令和7年7月28日(月)	サテライト型(後日動画配信)	東部	プラサヴェルテ沼津コンベンションB
			中部	グランシップ11F会議ホール風
			西部	アクティビティ浜松コンgresセンター41
乳幼児教育研修	令和7年8月22日(金)	集合会場(後日動画配信)	全県	グランシップ11F会議ホール風
幼稚園教育の理解推進 ・発展事業研修会	令和7年8月 8日(金)	集合研修	全県	グランシップ11F会議ホール風

II-2 専門研修(動画配信)

別紙「動画配信一覧表」参照

III 特別研修

教育研究大会(全県大会)	令和7年8月 4日(月)	集合会場(後日配信)	全県	グランシップ11F会議ホール風
公開保育研修	令和7年 月 日()	分散会場(会場独立型)	全県	
	令和7年 月 日()			
	令和7年 月 日()			

* 研修日は変更する場合があります。

令和7年度 動画配信一覧表

Ⅰ 基本研修

研修名	配信期間	内 容
初任研(第2回)	令和7年5月 日() ～ 月 日()	初任者のみ受講可能
理事長・園長等研修(6/3)	令和7年6月 日() ～ 月 日()	6/3の会場研修の内容(動画)を配信
理事長・園長等研修(2/)	令和7年 月 日() ～ 月 日()	2/ の会場研修の内容(動画)を配信

Ⅱ-2 専門研修(動画配信) ※基本的に誰でも受講可能(配信期間は原則として8月～12月(5カ月間))

動画 1 (フレッシュ研修1)		概ね1～2年の保育者を想定したスキルアップ研修(8/21の会場研修の内容(動画)を配信)
動画 2 (フレッシュ研修2)		同上
動画 3 (フレッシュ研修3)		概ね1～2年の保育者を想定したスキルアップ研修
動画 4 (フレッシュ研修4)		同上
動画 5 (ミドル研修1)		概ね3～5年の保育者を想定したスキルアップ研修
動画 6 (ミドル研修2)		同上
動画 7 (ミドルリーダー研修1)		概ね5年以上の保育者を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修
動画 8 (ミドルリーダー研修2)		同上
動画 9 (リーダー研修1)		主任者や園長を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修(8/5の会場研修の内容(動画)を配信)
動画 10 (リーダー研修2)		同上
動画 11 (特別支援教育研修1)		特別支援教育に関する理解・知識・研究・実践を深める研修(7/28の会場研修の内容(動画)を配信)
動画 12 (特別支援教育研修2)		同上
動画 13 (乳幼児教育1)		乳幼児の発達理論に基づいた研修(8/22の会場研修の内容(動画)を配信)
動画 14 (乳幼児教育2)		同上
動画 15 (安全管理・危機管理1)		防災・防犯・感染症対策を含めた安全管理・危機管理の研修
動画 16 (安全管理・危機管理2)		同上

Ⅲ 特別研修

教育研究大会(全県大会)	令和7年月 日() ～ 月 日()	8/4の会場研修の内容(動画)を配信
--------------	----------------------	--------------------

* 研修日は変更する場合があります。

R7 理事会、運営委員会、三役・地区長会の開催計画(案)

	理 事 会 ・三役・委員長・地区長	運営委員会 ・三役・委員長	三役・地区長会 ・三役・地区長
4月 5月	○第1回 ・決算・事業報告 ・定時社員総会の招集 ・定款・運営規則改正		(当年度事業への地区からの 要望など →理事会)
6月			○第1回 ・地区への助成事業 (子育てフェア、カウンセラーほか)
7月 8月			
9月		○第1回 当年度事業の執行 状況	
10月	○第2回 ・当年度事業実施状況 ＜第1回業務執行報告＞ ・県への要望事項		(地区事業等の実施状況 県への要望案など →理事会)
11月		○第2回 翌年度事業計画検討	
12月	○第3回 ・統合後(R8)事業 計画案検討		(事業計画への地区からの意見 →理事会)
1月		○第3回 ・事業計画・収支予算案 検討 ・当年度事業執行状況	
2月	○第4回 ・統合後(R8)事業 計画・収支予算承認 ・公益認定変更申請 ・当年度事業実施状況 ＜第2回業務執行報告＞		(事業計画への地区からの意見 →理事会)
3月			

○定款

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事長(及び業務執行理事)は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

○運営規則

(運営委員会の設置)

第13条 当法人の運営の円滑化を図るため、理事長、副理事長並びに各常置委員会及び特別委員会の委員長で構成する運営委員会を置く。

2 運営委員会は、当法人の運営に必要な次の事項の調整並びに理事会への建議を行う。

- (1) 予算、決算、会計その他財務に関する事項
- (2) 総会及び理事会における議案及び決議等の案件に関する事項
- (3) 担当副理事長の業務間の調整に関する事項
- (4) 常置委員会の所管事項間の調整に関する事項
- (5) その他緊急課題や苦情処理等に関する事項

(三役・地区長会の設置)

第14条 各地区と連携した協会運営を図るため、理事長、副理事長、各地区長で構成する三役・地区長会を置く。

2 理事長が必要と認める場合は、副地区長を三役・地区長会に参加させることができる。

3 三役・地区長会は、各地区の状況の共有化や地区からの提案事項の協議等を行う。

☆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(理事会設置一般社団法人の理事の権限)

第九十一条次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一代表理事

二代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

R 7 理事会等スケジュール案

5月	12日(月)	監査会	○前年度事業・財務状況報告
	15日(木)	理事会①	○前年度事業・財務状況報告 ○定時社員総会の招集 ○定款・運営規則の一部改正 ○その他
6月	3日(火)	定時社員総会	○前年度事業・財務状況報告 ○退職財団との合併契約の承認 ○定款・運営規則の一部改正
	18日(水)	三役・地区長会	○地区事業への助成（子育てフェア、カウンセラーほか） ○地区の状況、地区からの提案など
9月	17日(水)	運営委員会①	○当年度事業の執行状況
	26日(金)	理事会②	○当年度事業の執行状況（第1回業務執行報告） ○地区事業の実施状況 ○翌年度県予算への要望事項
11月	26日(水)	運営委員会②	○翌年度事業計画検討
12月	11日(木)	理事会③	○翌年度（統合後）事業計画検討 ○地区からの意見など
1月	28日(水)	運営委員会③	○翌年度（統合後）事業計画・収支予算検討 ○公益認定の変更申請（合併関連） ○当年度事業の執行状況
2月	4日(水)	理事会④	○翌年度（統合後）事業計画・収支予算承認 ○公益認定の変更申請（合併関連） ○当年度事業の執行状況（第2回業務執行報告）

統合に向けた役員改選・事業計画策定スケジュール（R7作業など）（案）

	< R 8 事業計画（統合後）の策定など >	< R 8 役員改選 > 統合後の役員
R 7 7月		7月 役員改選スケジュールの通知 新地区長候補者報告依頼（～11/26）
9月	9月 新年度基本方針策定（三役会）	
10月	10/1 R8事業計画案の提出依頼 （各委員長あて、退職事業含む？）	
11月	11/17 R8事業計画案の提出（各委員会） ・委員会別事業計画案 11/26 運営委員会（三役・委員長） ・事業計画案協議	11/26 新地区長候補者の報告（各地区） 11/27 理事長候補者選定委員会開催通知
12月	12/11 理事会（事業計画案協議）	12/11 理事長候補者選定委員会（新地区長候補者） ※理事長候補者の選定 12/18 副理事長候補者等の検討（三役会ほか）
R8.1月	1/28 運営委員会（事業計画案協議）	1/21 新三役候補者会 ※新役員候補者等選任案作成 1/28 常置委員会等推薦理事検討会議 （現三役と現委員長）
2月	2/4 理事会（事業計画等承認） （公益認定変更申請）	2/4 新理事候補者会（新理事候補者全員） ・新役員候補者、地区別委員数の承認 2/5 副委員長候補者希望提出依頼（～2/27）
3月		3/2 常置委員候補者推薦依頼（地区長候補者宛て） ～3/16 3/16 部会委員報告依頼（研修委員長候補者） ～3/31
4月	（4/1 退職財団を吸収合併）	
5月	5/25 監査会（会計監査人監査：5月中旬） 5/28 新三役・委員長候補者会（事業調整） 5/28 理事会（前年度事業報告等） ※退職事業含む。	5/28 新三役・委員長候補者会（事業調整）
6月	6/17 定時社員総会（前年度事業報告等） ※退職事業含む。 6/19 新役員全体会・各委員会	6/17 定時社員総会（役員改選） 理事会（正副理事長等選任）

R 7 子育て支援カウンセラー 地区別配分時間数の見直し (案)

単位 時間												
	園数 (構成比)	園児数 (構成比)	A 均等割 50%	B 園数割 50%	C=A+B 計 配分案 1	増減 C - R6	D 均等割 70%	E 園数割 30%	F = D+E 計 配分案 2	増減 F - R6	R6配分時間数	R5実績
駿豆・沼津	34 15%	3,517 13%	96	87	183	83	134	52	186	86	100	37
富士・富士宮	28 12%	3,295 12%	96	72	168	68	134	43	177	77	100	35
清水・静岡	55 24%	5,809 22%	96	141	237	△ 113	134	84	218	△ 132	350	152
焼津・藤枝	33 15%	3,542 13%	96	84	180	△ 90	134	51	185	△ 85	270	205
島田・榛南・遠州	27 12%	3,420 13%	96	69	165	△ 15	134	41	175	△ 5	180	144
浜松	48 21%	6,978 26%	96	123	219	99	134	74	208	88	120	115
計	226	26,562	576	576	1,152	32	804	345	1,149	29	1,120	1,103
R 7 計画	地区配分	1,150									地区配分	1120
	緊急用	50									緊急用	31
	合計	1,200									合計	1,151

令和5年度 子育てカウンセラー事業 活動時間一覧表

月	東部(三島)	東部(御殿場)	東部(富士宮)	中部(清水)	中部(静岡)	中部(焼津)	中部(藤枝)	中部(島田・榛南)	西部(遠州)	西部(浜松)	緊急支援	合 計
R5 予算案	50	50	100	150	200	150	120	30	150	120	31	1,151
4	3:00	0:30	0:00	3:00	3:00	0:00	7:30	1:00	0:00	2:30		20:30
5	3:00	4:20	33:00	20:00	24:50	16:30	9:45	0:00	11:45	13:30		136:40
6	3:00	4:20	21:00	16:00	32:30	20:30	15:40	5:00	14:40	5:30		138:10
7	3:00	5:15	11:00	10:00	20:00	9:30	9:00	1:00	9:35	7:00	3:00	88:20
8	3:00	0:00	3:30	0:00	0:00	0:00	12:30	3:15	3:30	0:00		25:45
9	3:00	3:30	14:30	13:00	18:50	12:00	12:00	3:00	14:00	10:00		103:50
10	3:00	2:30	12:30	19:30	21:10	23:30	11:25	3:00	10:15	13:30		120:20
11	3:00	3:45	16:30	18:00	25:30	15:30	8:45	0:00	12:50	15:30		119:20
12	3:00	3:00	12:20	15:00	13:50	6:00	9:00	3:00	3:20	10:00		78:30
1	4:00	3:30	16:00	13:30	20:00	19:15	8:30	2:00	8:10	13:30		108:25
2	3:00	3:30	14:00	24:30	26:05	18:45	8:30	6:00	12:00	5:30		121:50
3	3:00	1:00	10:00	0:00	0:00	3:00	2:30	2:30	13:00	13:00		48:00
計	37:00	35:10	164:20	152:30	205:45	144:30	115:05	29:45	113:05	109:30	3:00	1109:40

* R5 総活動予算1,151時間(緊急対応として31時間含む)

令和5年度 子育てカウンセラー事業 件数一覧表

*緊急対応 含まず

月	東部(三島)		東部(御殿場)		東部(富士宮)		中部(清水)		中部(静岡)		中部(焼津)		中部(藤枝)		中部(島田・榛南)		西部(遠州)		西部(浜松)		合 計
種類	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	カウンセ リング	コンサル テーション	
4	3	0	0	1	0	0	0	3	1	3	0	0	0	13	0	0	0	0	1	2	27
5	3	0	2	6	8	83	4	36	5	55	0	28	6	9	0	0	6	9	6	14	280
6	2	1	4	2	5	35	6	29	11	65	2	38	4	24	2	1	6	5	3	1	246
7	1	1	2	6	3	29	4	18	6	31	10	15	6	10	0	0	5	6	3	10	166
8	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	0	0	0	0	17
9	2	2	1	4	5	35	6	26	1	44	3	18	5	15	1	0	7	6	4	11	196
10	0	2	1	2	5	21	10	36	3	37	3	40	13	6	2	1	6	6	6	5	205
11	0	1	2	2	6	25	8	32	2	59	0	29	7	8			12	2	3	11	209
12	0	2	1	2	2	19	2	31	4	17	0	10	6	6	1	2	2	1	4	7	119
1	2	2	0	4	3	32	3	22	4	42	2	40	8	8	1	0	5	2	4	18	202
2	0	1	1	2	6	24	5	39	3	52	4	26	4	9	5	0	4	6	2	1	194
3	0	1	0	1	4	8	0	0	0	0	0	6	3	0	1	0	8	7	4	15	58
計	14	14	14	32	49	313	48	272	40	405	24	250	66	115	13	4	61	50	40	95	1919
合計	28		46		362		320		445		274		181		17		111		135		1,919

参考 R4年度合計件数 2,086件

* コンサルテーション…異なる専門性をもつ複数の者が、援助対象者(園児)の問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うこと。
主な利用者は援助対象者の担当教諭や主任、園長等で、異なる立場の複数の先生がカウンセラーを含め、話し合う。

コンサルテーション相談内容

- ・怒りのコントロールが苦手な子どもに対する指導について
- ・集団での取り組みが苦手な子どものストレスや拒否的態度に対する理解と対応について
- ・発達面で気になる子の見立てと対応について
- ・友だちとのコミュニケーションが苦手なためトラブルになりがちな子どもへの指導について
- ・登園しぶりの子を安易に欠席させてしまう保護者への働きかけと子どもへの対応について
- ・ごだわりが強く切り替えが苦手な子に対する働きかけについて
- ・園として気になる子についての対応と今後の見通しについて
- ・子どもの発達や関わり方について
- ・文化的背景のため言語能力(日本語)に課題がある子どもへの対応について
- ・気になる子の家庭での日常のあらわれと園生活との連携について
- ・気になる子に対する保護者のとらえ方について

カウンセリング相談内容

- ・就学に向けて発達の遅れや偏りのある子どもへの指導や取り組みについて
- ・ごだわりが強くパニックを起こす子どもの対応について
- ・家庭環境の変化に不安をみせる子どもへの対応について
- ・家庭での姿と園での姿にギャップがある子どもへの対応について
- ・親の不安が子どもにも与える影響について
- ・発達障害を疑われる子どもの受容と対応について
- ・園の指導と親の方針の違いについて、子どもへの接し方について

16-2

「子育て支援カウンセラー」活動事業費交付要綱

第1 趣旨

（公社）静岡県私立幼稚園振興協会（以下「協会」という。）は、子育ての不安や悩みを持つ父母からの相談、さらに教員の幼児指導に関する相談（指導及び助言を含む。）などに対応するため、「カウンセラーによる子育て相談」実施要領及び本要綱に基づき、子育て支援カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を県内の拠点園等に設置し、その活動事業費を交付する。

第2 交付の対象

協会が本事業を実施するため、カウンセラーを配置する静岡県内東部、中部、西部の拠点園又は地区協会（以下「拠点園等」という。）の長に対し、その子育て相談活動に係る必要経費を交付する。

第3 交付額の算定

協会が交付する子育て相談活動に係る経費の上限は、次のとおりとする。

なお、（２）、（４）及び（５）の経費間で相互に流用ができるものとする。

- （１）諸謝金：カウンセラー１名／１時間当り…５,０００円
旅 費：カウンセラー１名／１日当り…電車・バスの実費
（実績により、協会より本人に直接交付する。）
- （２）受付費：相談受付担当１名／１か月当り…８,０００円（税込み）
- （３）施設整備費：拠点園の相談室の整備
（初年度のみ）／１拠点園当り…１００,０００円以内
- （４）広報及び印刷製本費：年間／１拠点園当り…３０,０００円
- （５）賃借料：相談室１拠点園／１か月当り…６,０００円

第4 交付の条件

拠点園等の長は、次の事項を順守する。

- （１）拠点園等の長は、相談日の属する月の翌月５日までにカウンセラーの相談実績を協会に報告し、協会は翌月２０日までに諸謝金、旅費をカウンセラーに交付する。
- （２）その他経費は、拠点園等の長が支出し、領収書又は振込銀行の確認を取る。

第5 実績報告

交付金を受けた拠点園等の長は、その年度末から１か月以内に協会に対し、別添の「活動事業費収支報告書」を提出する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の活動事業費の交付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の活動事業費の交付から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の活動事業費の交付から適用する。

1 趣 旨

県私幼の教職員研修事業で実施している「ECEQ®を活用した公開保育研修」は、これまで実施園の経費負担を徴収していないが、同研修は、他園からの研修参加者だけでなく実施園の幼児教育の質の向上を図るものであることから、令和7年度から実施園の経費負担を導入する。

2 実施園の経費負担

(1) 考え方

実施園には同研修がもたらす幼児教育の質の向上効果や、幼児教育の質の向上に取り組んだ証として研究機構から発行される認定証による園の魅力発信効果があることから、経費負担は同研修に要する経費の **1/2 相当** とする。

(2) 実施園の負担額

直近の同研修の開催経費は、いずれも10万円以上となっていることから、実施園の負担は開催経費の1/2を超えない額として、**5万円の定額**とする。

<直近の開催経費（実績）>

R 6	静岡聖母	126 千円
	山名	145 千円
	やよい	135 千円
R 5	智光こども園	152 千円
	象山	115 千円
	焼津豊田	175 千円（東海北陸地区コーディネータフォローアップ研修に伴う増額あり）

3 R6 の ECEQ®を活用した公開保育研修

	研修参加者			
		コーディネータ	実施園教職員	他園教職員
9/20 静岡聖母	51 人	7 人	11 人	33 人
10/4 山名	32 人	5 人	10 人	17 人
11/12 やよい	55 人	7 人	16 人	32 人

4 R 7 実施園の募集など

R 6. 1 2 月上旬に募集し、年内に決定予定（3 園程度）。

令和 7 年度 公開保育の質の向上を目指した公開保育の実施園の募集要項

1 趣 旨

(一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構(以下「機構」)が開発した「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム」(ECEQ®)は、実施園が園内研修の一環として公開保育を開催し、他園の教員参加者とともに子どもの姿や保育場面について語り合うことにより、外部からの視点を幼児教育の質向上に活かすものです。

(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会では、このシステムを活用し、実施園の幼児教育の質の向上と参加する教員の資質向上を図るため、令和 7 年度の「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム」実施園を下記のとおり募集します。

2 ECEQ®の概要

- (1) 実施方法 ECEQ®コーディネーターとともに STEP1, 2(ヒアリング)、STEP3(問作り)、STEP4(公開保育)、STEP5(振り返り)の活動を行います。
- (2) 実施期間 原則として令和 7 年度の 1 年間とします。
- (3) 実施報告 公開保育(STEP4)当日に配布した資料や振り返り(STEP5)のまとめ等を提出していただきます。
- (4) 認定証 ECEQ®終了後、機構から、幼児教育の質の向上に取り組んでいる園の証として「ECEQ®認定証」が発行されます。
- (5) 納付金 ECEQ®管理費として、機構に 5 万円(振興協会経由)を納付していただきます。

3 応募手続き

- (1) 応募資格 (公社) 静岡県私立幼稚園振興協会に加盟する私立幼稚園・認定こども園であって、直近 2 年以内に ECEQ®実施園になっていない園
- (2) 負担金 ECEQ®実施にかかる経費(コーディネーターへの謝金ほか)の一部として、振興協会に 5 万円を納付していただきます。(機構への 5 万円とは別にお支払いいただきます。)
- (3) 応募期間 令和 6 年 12 月 20 日(金)までにメール又は FAX により下記あてにお申込みください。応募園多数の場合は調整させていただくことがありますのでご了承ください。
- (4) 問合せ先 (公社) 静岡県私立幼稚園振興協会 研修担当: 大川・浅井
Email: office @ shizushiyou.or.jp
FAX: 054-255-3694

初任者用教材「いのち育む」の教材費徴収の廃止について（案）

R 6.12

1 趣 旨

初任者用教材「いのち育む」は、研修プロジェクト事業で作成し、毎年第1回初任者研修会において教材として配布し、1冊1,000円を現金徴収している。

現在の「いのち育む」は2018年度（平成30年度）に作成し、その経費（約150万円）はほぼ回収していることに加え、他の研修における教材費は徴収していないこと、研修事業（振興協会の事業運営）に必要な経費として加盟園から会費を徴収していることとの整合性が図られないことから、今後（R7から）は教材費の徴収を廃止することとし、新たに製作する経費は、研修事業費として計上する。

2 概 要

「いのち育む」の費用回収状況は以下のとおりである。

	「いのち育む」製作費	初任者数	教材費
2018（H30）	約150万円	259人	1,000円/冊
2019（R1）		240人	〃
2020（R2）		244人	〃
2021（R3）		212人	〃
2022（R4）		240人	〃
2023（R5）		185人	〃
2024（R6）		183人	〃
計	約150万円	1,563人	収入計 約150万円

3 その他

会計処理の適正化を推進するため、現金授受の慣習は可能な限り廃止する。

勲章受章者（教育功労）

令和 6 年秋の叙勲

瑞宝双光章

元象山幼稚園園長

（学校法人象山学園理事長）

秋山 斌

（敬称略）

[トップ](#) > [法律・制度関連](#) >

公益法人等制度改革特集ページ

5月14日衆議院本会議にて「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「公益信託に関する法律」が原案どおり可決・成立し、22日に公布されました

公益法人の皆様、公益法人にご関心の皆様へ



内閣府

2025年4月から 「公益法人制度」が変わります

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

改正のポイント

☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

・収支相償原則・遊休財産規制が変わります

☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

・収益事業等の変更は届出で可能になります

※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

・外部理事・監事の導入、**（更なる信頼確保）**
・3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※ 外部理事・監事...過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事

※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

改正法を受けた、政令・府令が2024年10月に公布されました。今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、ガイドライン、会計基準なども見直していきます。また、2026年4月^(※)から「**公益信託制度**」が公益法人制度と一体のものに変わります。（※）現時点における予定

公益認定法の改正(役員関係)

1 理事・監事間の特別利害関係の排除

各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係（3親等内の親族など）を有しないものであること。（第5条第12号）

2 外部理事の導入

理事のうち一人以上が、当該法人〜の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人〜の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者（注）であること。（第5条第15号）

3 外部監事の導入

監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人〜の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者（注）であること。（第5条第16号）

（注）内閣府令で定める者

社団法人の場合の社員（法人の場合はその役員及び使用人も含む）でない者

4 改正法施行日 令和7年4月1日

ただし、経過措置の特例として、第5条第12号、第15号、第16号の規定は、法律の施行の際現に在任する当該法人の全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から適用する。

→振興協会の場合 令和8年6月予定